

情報公開制度・個人情報保護制度
運用状況報告書

令和2年度

和歌山市

総務局総務部総務課

目 次

1 情報公開制度のあらまし	
1 情報公開制度の意義	1
2 情報公開制度の概要	1
3 情報公開制度の経緯	4
2 情報公開制度の運用状況	
1 公文書開示請求等の処理状況	7
2 公文書開示請求等の実施機関別請求件数	8
3 部分開示、不開示の理由別内訳	9
4 請求者の内訳	9
5 不服申立ての処理状況	10
3 情報提供の状況	
1 資料コーナーの設置	11
2 資料コーナーの利用状況	11
3 主な配架資料	12
4 個人情報保護制度のあらまし	
1 個人情報保護制度の意義	14
2 個人情報保護制度の概要	14
3 個人情報保護制度の経緯	19
5 個人情報保護制度の運用状況	
1 個人情報取扱事務の総数	22
2 目的外利用・外部提供の総数	23
3 個人情報開示請求等の処理状況	24
4 個人情報開示請求等の実施機関別請求件数	25
5 部分開示、不開示の理由別内訳	26
6 不服申立ての処理状況	26
6 情報公開・個人情報保護審査会の運営状況	
1 情報公開・個人情報保護審査会の開催状況	27
2 情報公開・個人情報保護審査会の審議案件の概要	28
3 情報公開・個人情報保護審査会委員	31
7 情報公開・個人情報保護審議会の運営状況	
1 情報公開・個人情報保護審議会の開催状況	32
2 情報公開・個人情報保護審議会委員	32

<資 料 編>

和歌山市情報公開・個人情報保護審査会答申（第46号）	・・・・・・・・ 33
（第47号）	・・・・・・・・ 41
（第48号）	・・・・・・・・ 48

1 情報公開制度のあらまし

1 情報公開制度の意義

情報公開制度とは、市民の公文書の開示を求める権利を明らかにし、実施機関に対しては、市民の請求に応じて公文書の開示をしなければならない義務を負わせる制度をいいます。

この制度は、市民の知る権利の保障と市政への参加の促進を図るとともに、市民に対する市の説明責任を果たし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって、より一層公正で開かれた市政の実現に寄与することを目的としています。

本市では、平成5年12月に「和歌山市公文書公開条例」を制定し、平成6年7月に施行しました。さらに、制度施行後5年余を経た平成11年7月、より利用しやすい制度とするため条例を一部改正し、「和歌山市情報公開条例」として同年8月から施行しました。

なお、本市の情報公開制度は、次の基本原則に従って制度化しています。

(1) 原則開示

情報公開制度の目的を達成するためには、この制度を実効性のあるものとするのが重要であり、市が保有する情報については、原則として開示することとし、例外として不開示とする情報は、合理的な理由に基づき保護が必要であるものに限ることとします。

(2) 個人のプライバシーの保護

個人のプライバシーに関する情報は、最大限に保護します。

(3) 救済制度の確立

公文書開示請求に対する不開示の決定については、公正かつ公平な救済制度を確立します。

(4) 実効性のある制度の確立

情報公開制度が市民に有効に活用されるために、すべての市民に分かりやすく利用しやすい制度とし、迅速かつ適切な対応のできるシステムとします。

2 情報公開制度の概要

(1) 実施機関

情報公開制度を実施する機関は、次のとおりです。

市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会

(2) 対象となる公文書

公文書開示請求の対象となる公文書は、次の要件を備えているものです。

ア 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の

知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして当該実施機関が保有しているもの
イ 平成6年4月1日以後に作成し、若しくは取得した公文書又は平成6年4月1日以前に作成し、若しくは取得した公文書で、保存期間が永久と定められているもののうち整理を終了したもの。ただし、議会が管理するものにあつては、平成12年4月1日以後に作成し、又は取得した公文書

(3) 請求権者

公文書の開示を請求できる方は、次のとおりです。

- ア 市内に住所を有する者
- イ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- エ 市内に存する学校に在学する者
- オ アからエまでに掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するものの

(4) 請求の方法

公文書の開示を請求しようとする方は、「開示請求書」を実施機関に提出しなければなりません。

(5) 公文書の開示義務

公文書の開示に当たっては、原則として開示しなければなりません。ただし、次の項目に該当する情報については開示をしないことができます。

- ア 個人情報
- イ 法人等事業活動情報
- ウ 意思形成過程情報
- エ 事務事業執行情報
- オ 公共の安全等に関する情報
- カ 法令秘情報

(6) 開示・不開示の決定及び通知

実施機関は、開示請求書があつた日から起算して15日以内（やむを得ない理由があるときは、その期間を60日を限度として延長することができます。）に開示決定等（開示請求に係る公文書の全部若しくは一部を開示する旨の決定又は公文書の全部を開示しない旨の決定をいう。）をし、請求者に書面により通知しなければなりません。

ただし、開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき60日以内の開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りることとしています。

(7) 開示の方法

請求者に対する公文書の開示は、原本又はその写しを閲覧若しくは視聴に供し、又はその写しを交付することにより行います。

(8) 第三者からの意見聴取

請求に係る公文書の中に第三者に関する情報が記録されているときは、第三者の権利、利益の保護を図るため、あらかじめ、当該第三者の意見を聴くことができます。

(9) 請求者の費用負担

ア 公文書の閲覧及び視聴に係る費用は、無料とします。

イ 公文書の写しの交付に要する手数料は、請求者の負担とし、手数料等の額は次のとおりとします。

○写しの交付に要する手数料は、A3サイズまで1面につき単色刷り10円、多色刷り40円を徴収します。

○写しの送付に要する費用は、送料相当額を徴収します。

(10) 他の制度との調整等

和歌山市情報公開条例の規定は、法令又は他の条例の規定により公文書の閲覧若しくは縦覧又は公文書の謄本、抄本等の交付の手續が定められている場合については、適用しません。

また、市民図書館、市立博物館その他市の機関において、公文書の特別な管理がされている場合、一般に閲覧させ、若しくは貸し出すことができるとされている場合又は官報、白書、新聞等その他の公文書で、不特定多数の方が有償若しくは無償で入手することができる場合についても、適用しません。

(11) 救済手續

公文書の開示をしない旨の決定について審査請求があった場合、実施機関は、和歌山市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該審査請求に対する裁決を行わなければなりません。

(12) 情報公開の総合的な推進

実施機関は、公文書の開示のほか、市政に関する情報を積極的に提供するように努めます。

また、請求権者以外の方から公文書の開示の申出があった場合においても、これに応ずるように努めます。なお、手續については、開示請求に準じて行います。

(13) 出資法人の情報公開

市が出資その他財政的援助を与えている法人であって、規則で定めるものは、和歌山市情報公開条例の定めるところによる公文書の公開の措置に準じて必要な措置を講ずるよう努めます。

(14) 運用状況の公表

市長は、毎年1回、情報公開条例の運用状況について公表します。

3 情報公開制度の経緯

年	月	日	検 討 事 項
平成	2年	3月 1日	○文書管理研究会設置 各部局主管課長等で構成。情報公開制度の導入について検討を開始
平成	4年	4月 ～5月	○先進都市調査実施 総務部行政事務開発室において先進35都市の制度、取り組み、運用等について調査
平成	4年	6月24日	○和歌山市情報公開推進委員会設置（平成4年6月～平成5年11月の間に3回開催） ・情報公開制度検討部会（平成4年6月～平成5年11月の間に6回開催） ・公文書管理部会（平成4年6月～平成5年11月の間に6回開催）
平成	4年	12月25日	○和歌山市情報公開懇話会設置（平成5年1月～7月の間に7回開催） 委員／学識経験者15名
平成	5年	12月21日	○和歌山市公文書公開条例制定
平成	6年	7月 1日	○和歌山市公文書公開条例施行
平成	7年	8月 1日	○和歌山市公文書公開条例一部改正（和歌山市行政手続条例制定関連）
平成10年	4月	1日	○写しの交付に要する費用を1枚30円から20円に減額（告示）
平成11年	8月	1日	○和歌山市公文書公開条例一部改正 ・題名を「和歌山市情報公開条例」に改称 ・市民の知る権利の保障及び市の説明責任を明記 ・対象公文書の範囲の拡大 ・原則公開の適用除外項目の限定 ・存否を明らかにしないことができる公文書の規定の新設 ・出資法人等の情報公開の努力規定の新設
平成11年	10月	6日	○和歌山市情報公開条例一部改正 ・公平委員会が廃止され、人事委員会が新設されたことに伴い実施機関の規定を改正
平成11年	10月	8日	○交際費関係書類の公開を開始

			<ul style="list-style-type: none"> ・市、市長、助役、収入役、教育長及び水道局長の交際費関係書類（支出内訳表、支出命令書、領収証書、その他支出証拠書類等）については金額、使途、支出の相手先等も含めて、全面公開することとした。
平成12年	1月	1日	<ul style="list-style-type: none"> ○和歌山市情報公開条例第20条の規定により、出資法人等の情報公開制度がスタート ・制度を実施した法人 <ul style="list-style-type: none"> 和歌山市土地開発公社 財団法人和歌山市都市整備公社 財団法人和歌浦湾水産公社 財団法人和歌山市文化体育振興事業団 財団法人和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンター 財団法人和歌山市福祉公社 有限会社和歌山管理サービス 和歌山市清掃株式会社
平成12年	4月	1日	<ul style="list-style-type: none"> ○和歌山市情報公開条例一部改正 ・和歌山市議会が実施機関に加わる。
平成12年	9月28日		<ul style="list-style-type: none"> ○和歌山市情報公開・個人情報保護審査会条例制定 ○和歌山市情報公開・個人情報保護審議会条例制定
平成13年	1月	1日	<ul style="list-style-type: none"> ○和歌山市情報公開条例一部改正（審査会の運営に関する審議部分を削除）
平成13年	4月	1日	<ul style="list-style-type: none"> ○和歌山市情報公開条例一部改正 ・公文書の公開義務を明記 ・公開請求書の補正手続を明記 ・公文書の本人開示に関する規定を削除 ・自己情報に係る記載の訂正に関する規定を削除 ・和歌山市情報公開審査会に関する規定を削除
平成15年	4月	1日	<ul style="list-style-type: none"> ○和歌山市手数料条例を一部改正し、写しの交付に要する費用を1枚20円から1面10円に減額
平成17年	4月	1日	<ul style="list-style-type: none"> ○和歌山市情報公開条例一部改正 ・「公開」を「開示」に改正 ・不開示情報の規定中、機関間協力関係情報及び非公開条件付提供情報を削除 ・公益上の理由による裁量的開示規定を新設 ・開示決定等の期限の特例規定を新設 ・第三者保護に関する手続規定を明記 ・学術研究用資料、書籍等を適用除外文書とすることを明記 ・不服申立人等に和歌山市情報公開・個人情報保護審査会へ諮問した旨を通知する規定を新設

		<ul style="list-style-type: none"> ・公文書の適正管理規定を明記
		○和歌山市手数料条例一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・公文書を用紙に出力したものに係る規定の整備
平成18年	4月17日	○和歌山市情報公開条例施行規則一部改正 (和歌山市の出資法人の統廃合に伴う規則改正) 改正後の規定により、情報公開に努めることとされる出資法人 <ul style="list-style-type: none"> ・和歌山市土地開発公社 ・財団法人和歌山市都市整備公社 ・財団法人和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンター ・有限会社和歌山管理サービス ・和歌山市清掃株式会社
平成19年	6月1日	○和歌山市情報公開条例施行規則一部改正 (和歌山市の出資法人の株式譲渡に伴う規則改正) 改正後の規定により、情報公開に努めることとされる出資法人 <ul style="list-style-type: none"> ・和歌山市土地開発公社 ・財団法人和歌山市都市整備公社 ・財団法人和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンター ・和歌山市清掃株式会社
平成23年	4月1日	○和歌山市情報公開条例施行規則一部改正 (公益財団法人への移行に伴う規則改正) <ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンター
平成27年	1月1日	○和歌山市手数料条例一部改正 ○和歌山市情報公開条例施行規則一部改正 ○総務課資料コーナー運営要綱一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・写しの交付に要する費用に光ディスクに複写したもの (1枚 直径120ミリメートル 50円) 追加
平成28年	4月1日	○和歌山市情報公開条例一部改正 ○和歌山市情報公開条例施行規則一部改正 ○和歌山市個人情報保護条例一部改正 ○和歌山市個人情報保護条例施行規則一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・行政不服審査法全部改正に伴う、同法に規定する審理員制度の適用除外等の所要の改正
令和2年	4月1日	○和歌山市手数料条例一部改正 ○和歌山市情報公開条例施行規則一部改正 ○市政情報課資料コーナー運営要綱一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・写しの交付に要する費用に、公文書をスキャナにより読み取り光ディスクに複写したもの(光ディスク1枚50円に公文書1面ごとに10円) 追加

2 情報公開制度の運用状況

1 公文書開示請求等の処理状況

令和2年度の請求件数（申出を含む。）は426件でした。

開示請求に対する処理状況は、表1のとおりです。

表1 公文書開示請求等処理状況

区 分		請求件数	処 理 状 況 (件)				
			開示	部分開示	不開示	却下	取下げ
開 示 請 求	R2年度	399	158	179	57	—	4
	R元年度	124	23	84	12	—	5
	H30年度	113	33	64	7	9	—
	H29年度	167	26	132	6	—	3
	H28年度	279	59	191	27	—	2
開 示 申 出	R2年度	27	5	20	1	—	1
	R元年度	36	10	23	2	—	1
	H30年度	38	9	26	1	—	2
	H29年度	35	8	24	3	—	—
	H28年度	34	7	24	1	—	2

* 特例延長により、請求件数と処理状況の件数が一致しない場合があります。

2 公文書開示請求等の実施機関別請求件数

実施機関別の請求（申出を含む。）の件数は、表2のとおりです。

表2 実施機関別公文書開示請求件数

区 分		R 2年度
市 長	市 長 公 室	2 2
	総 務 局	1 1 7
	危 機 管 理 局	2
	財 政 局	4
	市 民 環 境 局	3 3
	健 康 局	1 4
	福 祉 局	2 6
	産 業 交 流 局	1 0
	都 市 建 設 局	4 4
	出 納 室	0
	小 計	2 7 2
教 育 委 員 会		1 0 6
選 挙 管 理 委 員 会		4
人 事 委 員 会		6
監 査 委 員		7
農 業 委 員 会		4
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会		3
公 営 企 業 管 理 者 (企 業 局)		8
消 防 長		1 0
議 会		6
合 計		4 2 6

3 部分開示、不開示の理由別内訳

部分開示又は不開示と決定した事例における不開示理由の内訳は、表3のとおりです。

表3 部分開示、不開示の理由別内訳（件数）

理 由		R 2 年度	R 元年度	H 3 0 年度	H 2 9 年度	H 2 8 年度
第 7 条 区 分	(1) 個人情報	1 4 2	7 4	6 0	1 3 1	1 6 1
	(2) 法人等事業活動情報	9 7	4 9	5 7	5 9	1 4 4
	(3) 意思形成過程情報	1 7	4	1 2	4	7
	(4) 事務事業執行情報	4 4	1 3	1 9	7 8	1 2 6
	(5) 公共の安全等に関する情報	3 7	—	4	—	2
	(6) 法令秘情報	2	2	5	—	—
文書不存在		7 2	1 4	1 4	1 2	7

* 第7条区分欄の括弧内の数字は、条例第7条の号番号を示しています。

* 1件中複数の理由が存在するものは、それぞれの欄に計上しています。

4 請求者の内訳

請求者の区分別の請求（申出を除く。）件数は、表4のとおりです。

表4 請求者の区分別請求件数

区 分	R 2 年度	R 元年度	H 3 0 年度	H 2 9 年度	H 2 8 年度
市内に住所を有する者	3 2 7	6 2	8 2	1 3 3	2 3 9
市内に事務所又は事業所を有する 個人及び法人その他の団体	5 8	2 3	1 2	1 7	1 9
市内に存する事務所又は事業所に 勤務する者	1 0	3 8	1 2	1 6	1 6
市内に存する学校に在学する者	—	—	—	—	—
前各号に掲げるもののほか、実施 機関が行う事務事業に利害関係を 有するもの	4	1	7	1	5

5 不服申立ての処理状況

公文書開示請求に対する不開示等の決定についての不服申立ての処理状況は、表5のとおりです。

表5 不服申立ての処理状況（件数）

		R 2 年度	R 元年度	H 3 0 年度	H 2 9 年度	H 2 8 年度
審査請求		4 5	6	8	2	1 5
処 理 状 況	棄 却	3	1	1	1 5	—
	認 容	5	—	—	—	—
	一部認容	2	—	—	—	—
	却 下	1	—	—	—	—
	取 下 げ	9	—	—	—	—
	処 理 中	3 9	1 4	9	2	1 5

* 処理中は各年度末における件数です。

3 情報提供の状況

1 資料コーナーの設置

本市の情報提供の総合窓口として、また、職員の職務上の利用に供するために資料コーナーを平成6年7月の公文書公開条例の施行に合わせて設置し、市政情報の提供を積極的に推進しているところです。

資料コーナーには、市の施策・事業などを多くの市民に知っていただけるよう、本市の各部課が発行した刊行物などの行政資料を揃えています。

また、情報提供に関する相談、案内のほか、市の刊行物や行政資料の閲覧、写しの交付、販売等を行っており、多くの市民や職員に利用されています。

2 資料コーナーの利用状況

令和2年度の資料コーナーの利用状況は表1、有償刊行物の販売実績は表2のとおりです。

表1 資料コーナーの利用状況

区 分		利 用 件 数	写しの交付数
一 般	情報提供申出に係る写しの交付	886	<ul style="list-style-type: none"> ・白黒 3,504面 ・カラー 799面 ・FD 0枚 ・録音テープ 0本 ・光ディスク 109枚
	閲 覧	328	
	行政資料の写しの交付	88	
	刊行物の販売	157	
	市長の資産等報告書の閲覧又は写しの交付	0	
	交際費の閲覧又は写しの交付	0	
	和歌山市公報の販売	0	
	小 計	1,459	
職 員	閲 覧	3	/
	資料の貸出	4	
	小 計	7	
合 計		1,466	

表2 有償刊行物の販売実績

有償刊行物の名称	販売単価	販売冊数	金額
平成29年度版 職員録	1,000円	1冊	1,000円
平成30年度版 職員録	1,200円	1冊	1,200円
令和元年度版 職員録	1,300円	1冊	1,300円
令和2年度版 職員録	1,300円	111冊	144,300円
第5次和歌山市 長期総合計画	2,380円	1冊	2,380円
平成元年版 統計資料	250円	4冊	1,000円
令和2年度版 和歌山市の環境	350円	1冊	350円
道路位置指定取扱要領	400円	1冊	400円
令和元年度 わかやまし産業ファイル	350円	1冊	350円
平成30年度版 市勢要覧	1,910円	1冊	1,910円
令和2年度予算内示資料	420円	3冊	1,260円
令和3年度予算内示資料	400円	4冊	1,600円
平成18年度 和歌山市歳入歳出決算書	2,800円	1冊	2,800円
平成28年度 和歌山市歳入歳出決算書	3,780円	1冊	3,780円
令和2年2月 定例市議会 施策方針	200円	2冊	400円
一般廃棄物管理票(1枚:5円/1,000枚)5,000円/箱	5,000円	53.30冊	266,500円
	合計	187.30冊	430,530円

3 主な配架資料

資料コーナーの主な配架資料は、表3のとおりです。

表3 資料コーナーの主な配架資料

区分	資料名等
市長公室	政策調整部 ・市勢要覧 ・市政世論調査概要 ・暮らしのページ ・市報わかやま など
総務局	総務部 ・和歌山市公報 ・和歌山市例規集 ・和歌山市職員録 ・情報公開・個人情報保護制度運用状況報告書 など
	企画部 ・第5次和歌山市長期総合計画 ・和歌山市新エネルギービジョン ・統計資料 など ・政策研究グループ報告書 ・事務報告書 など
危機管理局	危機管理部 ・和歌山市地域防災計画 ・和歌山市水防計画 ・和歌山市避難所マップ ・和歌山市津波避難計画 ・防災マップ ・和歌山市交通安全計画 など
財政局	財政部 ・定例市議会議案 ・予算説明書 ・和歌山市の財政 など
	税務部 ・市税概要 ・市税のしおり など
市民環境局	市民部 ・住民基本台帳による指定区別人口及び世帯数調 ・指定区別年齢別男女別人口調 ・男女共生社会に関するアンケート調査報告書 ・第3次和歌山市男女共生推進行動計画 ・和歌山市人権施策行動計画指針 など
	環境部 ・第3次和歌山市環境基本計画・和歌山市地球温暖化防止実行計画 ・和歌山市の環境 ・清掃事業概要 など
健康局	保険医療部 ・和歌山市日常生活圏域ニーズ調査報告書・国民年金事務の概要 など
	健康推進部 ・健康わかやま21 ・保健所年報 ・衛生研究所業務報告書 など
福祉局	社会福祉部 ・和歌山市障害者計画及び和歌山市障害福祉計画 ・わかやま市の福祉 ・第5期和歌山市高齢者福祉計画 など
	子ども未来部 ・次世代育成支援行動計画 ・和歌山市父子手帳など

産 業 交 流 局	産 業 部	・わかやまし産業ファイル・和歌山市中心市街地活性化基本計画 など
	観 光 国 際 部	・わかやまし観光ガイド・史跡和歌山城 など
	文 化 ス ポ ー ツ 部	・写真に見る戦後の和歌山 ・写真にみるあのころの和歌山 ・和歌山市内遺跡発掘調査概報など
	農 林 水 産 部	・市場年報 ・アグリルネッサンス ・和歌山の漁業 など
都 市 建 設 局	建 設 総 務 部	・公共工事コスト縮減対策に関する行動計画 ・入札登録業者一覧 ・発注見込工事一覧 など
	道 路 河 川 部	・防災マップ 洪水版
	建 築 住 宅 部	・地域住宅計画 ・和歌山市営住宅ストック総合活用計画 など
	都 市 計 画 部	・和歌山市の都市計画 ・和歌山市都市計画マスタープラン・和歌山市緑の基本計画 ・建築行政年報 ・和歌山市道路位置指定取扱要領 など
出 納 室	・和歌山市歳入歳出決算書 など	
教 育 委 員 会	教 育 学 習 部	・和歌山市の教育 ・教育広報わかやまし ・和歌山市の社会教育 ・市民図書館要覧 ・和歌山市立博物館研究紀要 など
	学 校 教 育 部	・学校便覧 ・えがお ・あゆみ など
選 挙 管 理 委 員 会	・選挙の結果 ・地方選挙のあゆみ など	
人 事 委 員 会	・人事委員会年報 ・職員の給与等に関する報告書及び勧告 など	
監 査 委 員	・包括外部監査結果報告書 ・各会計歳入歳出決算審査意見書 など	
農 業 委 員 会	・農地資料 など	
公 営 企 業 管 理 者 (企 業 局)	経 営 管 理 部	・和歌山市水道統計年報 ・公営企業会計決算書 など
	水 道 工 務 部	・水質年報 など
	下 水 道 部	・下水道の概要 ・公共下水工事パンフレット など
消 防 局	・消防年報 ・火災・救急・救助統計 ・和歌山市消防計画 など	
議 会	・市政概要 ・和歌山市議会会議録 ・市議会だより など	
和 歌 山 県	・和歌山県統計年鑑 ・和歌山県環境白書 ・和歌山県港湾統計 など	
国 等	・各種白書 ・日本統計年鑑 ・官報 ・会計検査のあらまし など	
そ の 他	・住民基本台帳人口要覧 ・ふるさと和歌山市 ・各種辞典 ・各種年鑑 など	

4 個人情報保護制度のあらまし

1 個人情報保護制度の意義

個人情報保護制度とは、個人情報の適正な取扱いを確保するとともに、市の保有個人情報の開示、訂正、利用停止を請求する権利を明らかにし、実施機関に対しては、市民の請求に応じて保有個人情報の開示、訂正、利用停止をしなければならない義務を負わせる制度のことをいいます。

この制度は、個人情報の保護に留意した市政の運営を行い、もって市民の基本的人権を擁護し、公正で信頼される市政の実現を図ることを目的としています。

本市では、平成12年9月に「和歌山市個人情報保護条例」を制定し、平成13年4月に施行しました。さらに、平成20年4月、和歌山市情報公開条例と整合性を図るために全面的に見直し、一部改正を行い施行しています。

なお、本市の個人情報保護制度は、次の基本原則に従って制度化しています。

(1) 収集制限の原則

個人情報の収集に関しては、個人情報取扱事務（個人情報を取り扱う事務をいう。）の目的を明確にするとともに、収集する個人情報の内容も当該目的を達成するために必要な範囲内に限定します。また、個人情報の収集は原則本人からとし、適法かつ公正な手段によることとします。

(2) 利用制限の原則

個人情報の利用は、原則として、あらかじめ明確にされた個人情報取扱事務の目的の範囲内に限定します。

(3) 個人参加の原則

個人が自己に関する個人情報の存在及び内容を知ることができ、かつ、必要な場合には、その情報の訂正及び利用停止をさせることができる手段を保障します。

(4) 適正管理の原則

収集、蓄積した個人情報は、正確かつ最新のものとして管理するとともに、その紛失、破壊、改ざん、不当な流通等の危険に対して、合理的な安全保護措置を講じます。

(5) 責任明確化の原則

個人情報の保護に関して、個人情報保護管理責任者等が負わなければならない責任の内容を明確にします。

2 個人情報保護制度の概要

(1) 実施機関

個人情報保護制度を実施する機関は、次のとおりです。

市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会

(2) 個人情報の範囲

個人に関する情報（事業を営む個人の当確事業に関する情報を除く。）であって特定の個人を識別できるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいいます。

(3) 収集に関する制限

ア 実施機関が個人情報を収集するときは、個人情報取扱事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければなりません。

イ 実施機関が個人情報を収集するときは、原則として本人から収集しなければなりません。

ウ 実施機関は、原則として思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがある個人情報を収集してはなりません。

(4) 個人情報取扱事務の届出

実施機関は、個人情報取扱事務を開始し、廃止し又は変更するときは、あらかじめ市長に届け出なければなりません。また、市長は届出に係る事項を記載した目録を作成し、一般の閲覧に供さなければなりません。

(5) 利用及び提供の制限

実施機関は、原則として保有個人情報を個人情報取扱事務の目的を超えて利用したり、当該実施機関以外のものへ提供してはなりません。

(6) 電子計算機処理の制限

実施機関は、思想、信条及び宗教に関する保有個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがある保有個人情報の電子計算機処理を原則として行ってはなりません。

(7) 電子計算機の結合の制限

実施機関は、保有個人情報の電子計算機処理を行うに当たっては、他の実施機関以外のものとの間において通信回線による電子計算機の結合を原則として行ってはなりません。

(8) 適正な維持管理

実施機関は、個人情報取扱事務の実施に当たっては、保有個人情報の保護を図るため、次の措置を講じ、保有個人情報の適正な維持管理に努めなければなりません。

ア 保有個人情報は、正確かつ最新なものとすること。

イ 保有個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止すること。

ウ 保有する必要のなくなった保有個人情報（歴史的又は文化的価値が生ずると認められるものを除く。）は、速やかに廃棄し、又は消去すること。

(9) 委託に伴う措置等

実施機関は、契約又は地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者の指定に基づき、個人情報取扱事務を他のものに処理させるときは、個人情報の適正な管理に関する契約上の定めその他個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければなりません。

(10) 保有個人情報の開示

ア 開示請求権

(ア) 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報の開示請求をすることができます。

(イ) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって開示を請求することができます。

(ウ) 障害、疾病、その他の理由により本人が開示請求を行うことが困難と認められるときは、代理人による開示請求をすることができます。

(エ) 本人が常時介護を必要とする状態であり、かつ、心身又は精神の障害により自ら開示請求の意思を表示することができない場合において、本人の権利利益を保護するために必要であると認めるときは、規則で定めるところにより、本人以外の者による開示請求をすることができます。

イ 保有個人情報の開示義務

保有個人情報の開示請求があったときは、原則として開示しなければなりません。ただし、次の項目に該当する情報については開示しないことができます。

(ア) 法令秘情報

(イ) 医療情報

(ウ) 未成年者情報

(エ) 第三者情報

(オ) 法人等事業活動情報

(カ) 公共の安全等に関する情報

(キ) 意思形成過程情報

(ク) 事務事業執行情報

ウ 開示・不開示の決定及び通知

実施機関は、開示請求があった日から起算して15日以内（やむを得ない理由があるときは、その期間を30日を限度として延長することができます。）に開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部若しくは一部を開示する旨の決定又は保有個人情報の全部を開示しない旨の決定をいう。）をし、請求者に書面により通知しなければなりません。

ただし、開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき30日以内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りることとしています。

エ 第三者からの意見聴取

請求に係る保有個人情報の中に第三者に関する個人情報が記録されているときは、第三者の権利、利益の保護を図るため、当該第三者の意見を聴くことができます。

オ 開示の方法

請求者に対する保有個人情報の開示は、原本又はその写しを閲覧若しくは視聴に供し、又はその写しを交付することにより行います。

(11) 開示請求の特例（簡易開示請求）

実施機関があらかじめ定める保有個人情報について、本人が開示請求しようとするときは、口頭により請求することができます。

(12) 他の制度による開示の実施

実施機関は、法令又は他の条例の規定により保有個人情報が本条例に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合には、本条例の規定に関わらず当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示は行いません。

(13) 保有個人情報の訂正

ア 訂正請求権

(ア) 何人も、自己を本人とする保有個人情報が、内容が事実でないと思料するときは、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、その訂正を請求することができます。

(イ) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって訂正を請求することができます。

(ウ) 障害、疾病、その他の理由により本人が訂正請求を行うことが困難と認められるときは、代理人による訂正請求をすることができます。

イ 訂正の決定及び通知

実施機関は、訂正請求があった日から起算して30日以内（やむを得ない理由があるときは、その期間を60日を限度として延長することができます。）に訂正決定等（訂正請求に係る保有個人情報の訂正する旨の決定又は訂正しない旨の決定をいう。）をし、請求者に書面により通知しなければなりません。

ただし、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りることとしています。

(14) 保有個人情報の利用停止

ア 利用停止の請求

(ア) 何人も、自己を本人とする保有個人情報が（3）に定める収集に関する制限に違反して収集され、個人情報取扱事務の目的を超えて利用され、又は実施機関以外のものへ提供されていると認めるときは、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、利用停止（保有個人情報の利用停止、消去又は提供の停止をいう。）を請求することができます。

(イ) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって利用停止請求をすることができます。

(ウ) 障害、疾病、その他の理由により本人が利用停止請求を行うことが困難と認められるときは、代理人による利用停止請求をすることができます。

イ 利用停止の決定及び通知

実施機関は、保有個人情報の利用停止請求があった日から起算して30日以内（やむを得ない理由があるときは、その期間を60日を限度として延長することができます。）に利用停止決定等（利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をする旨の決定又は利用停止しない旨の決定をいう。）をし、請求者に書面により通知しなければなりません。

ただし、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りることとしています。

(15) 請求者の費用負担

ア 保有個人情報の閲覧及び視聴に係る費用は無料としますが、写しの交付に要する手数料は、A3サイズまで1面につき単色刷り10円、多色刷り40円を徴収します。

イ 保有個人情報の訂正、利用停止の請求に係る手数料は、無料とします。

(16) 救済手続

開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について、審査請求があった場合、実施機関は、和歌山市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を最大限尊重して、当該審査請求についての裁決を行わなければなりません。

(17) 適用除外

和歌山市個人情報保護条例の規定は、和歌山市民図書館、和歌山市立博物館その他市の機関において、歴史的、文化的な資料若しくは学術研究用の資料として特別な管理がなされている保有個人情報又は一般的に閲覧させ、若しくは貸し出すことができるとされている保有個人情報については、適用しません。

(18) 苦情相談の処理

事業者が行う個人情報の取扱いについて苦情相談があったときは、その内容及び趣旨を十分理解した上で、関係法令の内容その他の情報を提供し、必要な助言を与える等の処理に努めます。

(19) 出資法人の個人情報保護

市が出資その他財政的援助を与えている法人であって、規則で定めるものは、和歌山市個人情報保護条例の定めるところによる保有個人情報の保護の措置に準じて必要な措置を講ずるよう努めます。

(20) 運用状況の公表

市長は、毎年1回、和歌山市個人情報保護条例の運用状況について公表します。

(21) 罰則

ア 個人情報の不適切な取扱いをした者には、罰則が科されます。

イ 保有個人情報を不正の手段で開示決定に基づく開示を受けた者には、罰則が科されます。

3 個人情報保護制度の経緯

年 月 日	検 討 事 項
昭和57年12月	○和歌山市電子計算組織の管理運営及び個人情報保護に関する規程施行
平成8年2月	○和歌山市行政改革大綱策定 ・電算規程を所管する総務部情報システム課が、マニュアル処理までを含めた個人情報保護条例を策定することとなる。
平成9年2月	○和歌山市行政改革実施計画策定 ・個人情報保護条例の制定が明記される。
平成10年4月27日 ～5月29日	○個人情報に関する市民アンケート調査の実施
平成10年8月	○個人情報状況調査の実施 ・市の組織が現在保有する個人情報の大要を把握
平成12年3月29日	○個人情報保護制度検討部会（第1回）の開催 ・情報公開審査会委員で構成。個人情報保護制度の導入について検討を開始
平成12年4月17日	○個人情報保護制度検討部会（第2回）の開催 議題・個人情報保護制度の基本的な考え方について
平成12年4月26日	○個人情報保護制度検討部会（第3回）の開催 議題・総則的事項について
平成12年5月10日	○個人情報保護制度検討部会の（第4回）開催 議題・個人情報の適正な取扱いの確保について（個人情報取扱事務の届出及び収集の制限について）
平成12年5月25日	○個人情報保護制度検討部会（第5回）の開催 議題・個人情報の適正な取扱いの確保について（利用・提供の制限について）
平成12年6月5日	○個人情報保護制度検討部会（第6回）の開催 議題・個人情報の適正な取扱いの確保について（電子計算機による処理及び結合の制限、適正管理及び外部委託について）
平成12年6月14日	○個人情報保護制度検討部会（第7回）の開催 議題・個人情報の開示請求について

平成12年	6月16日	<ul style="list-style-type: none"> ○個人情報保護制度検討部会（第8回）の開催 議題・個人情報の訂正（削除）請求について <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の取扱いの中止請求について ・手数料について ・救済制度について ・苦情の処理について ・審査会及び審議会について ・雑則的事項について ・民間部門が保有する個人情報に対する保護対策について ・罰則について ・個人情報保護制度実施に向けた諸課題について
平成12年	6月30日	○情報公開審査会（個人情報保護制度検討部会）が「和歌山市の個人情報保護制度化についての提言」を市長に提出
平成12年	9月28日	<ul style="list-style-type: none"> ○和歌山市個人情報保護条例制定 ○和歌山市情報公開・個人情報保護審査会条例制定 ○和歌山市情報公開・個人情報保護審議会条例制定
平成13年	1月1日	○和歌山市情報公開・個人情報保護審議会条例施行
平成13年	4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ○和歌山市個人情報保護条例施行 ○和歌山市情報公開・個人情報保護審査会条例施行
平成15年	4月1日	○和歌山市手数料条例を一部改正し、写しの交付に要する費用を1枚20円から1面10円に減額
平成15年	8月25日	<ul style="list-style-type: none"> ○和歌山市個人情報保護条例一部改正（罰則規定を新設） ○和歌山市情報公開・個人情報保護審査会条例一部改正（罰則規定を新設） ○和歌山市情報公開・個人情報保護審議会条例一部改正（罰則規定を新設）
平成16年	4月1日	○和歌山市個人情報保護条例一部改正（委託に伴う措置等に関する規定を整備）
平成20年	4月1日	○和歌山市個人情報保護条例一部改正（個人情報保護制度の強化並びに行政機関保護法及び情報公開条例との整合性を図るため全面的な見直しを行い、規定を整備）
平成25年	4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ○和歌山市個人情報保護施行規則一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・関係法令の施行に伴い「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。
平成27年	1月1日	<ul style="list-style-type: none"> ○和歌山市手数料条例一部改正 ○和歌山市個人情報保護条例施行規則一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・写しの交付に要する費用に光ディスクに複写したもの（1枚直径120ミリメートル 50円）追加

	<p>○和歌山市情報公開・個人情報保護審議会条例一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所掌事務に特定個人情報保護評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を述べることを追加
<p>平成27年10月 5日</p>	<p>○和歌山市個人情報保護条例一部改正</p> <p>○和歌山市個人情報保護条例施行規則一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う、特定個人情報保護規定を追加
<p>平成28年 4月 1日</p>	<p>○和歌山市個人情報保護条例一部改正</p> <p>○和歌山市個人情報保護条例施行規則一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政不服審査法の全部改正に伴う所要の改正
<p>令和 2年 4月 1日</p>	<p>○和歌山市手数料条例一部改正</p> <p>○和歌山市個人情報保護条例施行規則一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・写しの交付に要する費用に、公文書をスキャナにより読み取り光ディスクに複写したもの（光ディスク1枚50円に公文書1面ごとに10円）追加

5 個人情報保護制度の運用状況

1 個人情報取扱事務の総数

実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするとき、又はその内容を変更しようとするとき、若しくはその事務を廃止しようとするときは、市長に届け出ることとなっています。

令和2年度の届出状況は、表1のとおりです。

表1 個人情報取扱事務の届出状況 (令和2年度末現在)

実施機関名		届出件数
市長	市長公室	19
	総務局	54
	危機管理局	22
	財政局	31
	市民環境局	161
	健康局	183
	福祉局	186
	産業交流局	106
	都市建設局	157
	出納室	1
	小計	920
教育委員会		145
選挙管理委員会		21
人事委員会		11
監査委員会		5
農業委員会		9
固定資産評価審査委員会		2
公営企業業者 (企業局)		91
消防長		88
議 会		12
全庁共通		12
合 計		1,316

2 目的外利用・外部提供の総数

実施機関は、個人情報取扱事務の目的を超える個人情報の利用をしたとき、又は当該実施機関以外のものへ個人情報の提供をしたときは、市長に届け出ることとなっています。

令和2年度の届出状況は、表2のとおりです。

表2 目的外利用・外部提供の総数 (令和2年度末現在)

実施機関名		届出件数
市長	市長公室	1
	総務局	31
	危機管理局	3
	財政局	18
	市民環境局	44
	健康局	91
	福祉局	76
	産業交流局	14
	都市建設局	18
	出納室	1
	小計	297
教育委員会		34
選挙管理委員会		5
人事委員会		5
監査委員		0
農業委員会		2
固定資産評価審査委員会		1
公営企業業者 (企業局)		27
消防長		30
議		3
全庁共通		2
合計		406

3 個人情報開示請求等の処理状況

令和2年度の開示請求件数は262件（その内、簡易開示請求111件）ありました。
開示請求に対する処理状況は、表3のとおりです。

表3 個人情報開示請求等処理状況（件数）

区 分	請求件数	処 理 状 況 （件）				
		開 示	部分開示	不開示	却 下	取下げ
R2年度	262	196	59	1	0	6
R元年度	335	236	90	3	0	6
H30年度	344	269	67	6	0	2
H29年度	377	318	53	4	0	2
H28年度	345	281	59	3	0	2

4 個人情報開示請求等の実施機関別請求件数

実施機関別の開示請求等件数は、表4のとおりです。

※括弧内の数字は簡易開示件数

表4 実施機関別個人情報開示請求等件数

区 分		R 2 年度
市 長	市 長 公 室	1
	総 務 局	4
	危 機 管 理 局	0
	財 政 局	2
	市 民 環 境 局	48
	健 康 局	24
	福 祉 局	59
	産 業 交 流 局	0
	都 市 建 設 局	2
	出 納 室	0
	小 計	140
教 育 委 員 会		2
選 挙 管 理 委 員 会		0
人 事 委 員 会		114 (111)
監 査 委 員		1
農 業 委 員 会		1
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会		0
公 営 企 業 管 理 者 (企 業 局)		1
消 防 長		3
議 会		0
合 計		262 (111)

5 部分開示、不開示の理由別内訳

部分開示又は不開示と決定した事例における不開示の理由は、表5のとおりです。

表5 部分開示、不開示の理由別内訳（件数）

理 由		R 2 年 度	R 元 年 度	H 3 0 年 度	H 2 9 年 度	H 2 8 年 度
第 15 条 区 分	(1)法令秘情報	—	—	—	—	1
	(2)医療情報	—	—	—	—	1
	(3)未成年者情報	—	—	—	—	—
	(4)第三者情報	48	76	56	38	53
	(5)法人等事業活動情報	31	43	47	25	43
	(6)公共の安全等情報	8	10	—	—	—
	(7)意思形成過程情報	1	—	—	1	—
	(8)事務事業執行情報	5	11	7	11	4
文書不存在		2	5	8	13	2

* 第15条区分欄の括弧内の数字は、条例第15条の号番号を示しています。

* 1件中に複数の理由が存在するものは、それぞれの欄に計上しています。

6 不服申立ての処理状況

個人情報開示請求等に対する不開示等の決定についての不服申立ての処理状況は、表6のとおりです。

表6 不服申立ての処理状況（件数）

		R 2 年 度	R 元 年 度	H 3 0 年 度	H 2 9 年 度	H 2 8 年 度
審 査 請 求		5	1	4	1	—
処 理 状 況	棄 却	2	1	—	—	—
	認 容	—	—	—	—	—
	一 部 認 容	4	—	—	—	—
	却 下	—	—	—	—	—
	取 下 げ	—	—	2	—	—
	処 理 中	2	3	3	1	—

* 処理中は各年度末における件数です。

6 情報公開・個人情報保護審査 会の運営状況

1 情報公開・個人情報保護審査会の開催状況

情報公開・個人情報保護審査会は、公文書の不開示等決定並びに個人情報の不開示等決定、不訂正等決定及び利用停止等決定に対して審査請求があった場合に、実施機関からの諮問に応じて当該決定の是非を審査し、答申を行う機関です。

令和2年度の情報公開・個人情報保護審査会の開催状況は、次のとおりです。

和歌山市情報公開・個人情報保護審査会の開催状況

第60回	令和2年8月26日(水)	諮問第65号についての審議 諮問第66号についての審議 諮問第67号についての審議 諮問第68号についての審議
第61回	令和2年11月24日(火)	諮問第69号についての審議
第62回	令和2年12月17日(木)	諮問第69号についての審議
第63回	令和3年1月8日(金)	諮問第69号についての審議
第64回	令和3年2月2日(火)	諮問第69号についての審議 諮問第70号についての審議 諮問第71号についての審議 諮問第72号についての審議
第65回	令和3年2月15日(月)	諮問第71号についての審議 諮問第72号についての審議
第66回	令和3年3月22日(月)	諮問第71号についての審議

2 情報公開・個人情報保護審査会の審議案件の概要

情報公開・個人情報保護審査会の審議案件については次のとおりです。

(諮問第65号)

開示請求に係る保有個人情報の件名	令和元年度和歌山市教育委員会会計年度任用職員採用試験 試験結果一覧表
実施機関	教育委員会（学校教育課）
開示請求年月日	令和2年3月11日
開示決定年月日	令和2年3月23日
決定の内容	部分開示
不開示理由	第三者情報及び事務事業執行情報が含まれているため
審査請求年月日	令和2年4月20日
諮問年月日	令和2年7月13日
答申年月日	令和2年11月30日
審査会の結論	実施機関が審査請求を一部認容して開示することとした審査請求人本人の年齢のほか、合格基準点及び試験官ごとの得点欄のうち空欄部分を開示すべきである。その余の部分に係る実施機関の決定は妥当である。

(諮問第66号)

開示請求に係る保有個人情報の件名	令和元年度和歌山市教育委員会会計年度任用職員採用試験 試験結果一覧表及び評価表
実施機関	教育委員会（学校教育課）
開示請求年月日	令和2年3月23日
開示決定年月日	令和2年3月25日
決定の内容	部分開示
不開示理由	第三者情報及び事務事業執行情報が含まれているため
審査請求年月日	令和2年4月20日
諮問年月日	令和2年7月13日
答申年月日	令和2年11月30日
審査会の結論	実施機関が審査請求を一部認容して開示することとした審査請求人本人の年齢のほか、合格基準点及び試験官ごとの得点欄のうち空欄部分を開示すべきである。その余の部分に係る実施機関の決定は妥当である。

(諮問第67号)

開示請求に係る保有 個人情報の件名	令和元年度和歌山市教育委員会会計年度任用職員採用選考試験 試験結果一覧表 平成30年度非常勤職員（資格職・技能労務職）採用試験 試 験結果一覧表
実施機関	教育委員会（学校教育課）
開示請求年月日	令和2年3月11日
開示決定年月日	令和2年3月23日
決定の内容	部分開示
不開示理由	第三者情報及び事務事業執行情報が含まれているため
審査請求年月日	令和2年4月20日
諮問年月日	令和2年7月13日
答申年月日	令和2年11月30日
審査会の結論	実施機関が審査請求を一部認容して開示することとした審査請 求人本人の年齢のほか、合格基準点及び試験官ごとの得点欄の うち空欄部分を開示すべきである。その余の部分に係る実施機 関の決定は妥当である。

(諮問第68号)

開示請求に係る保有 個人情報の件名	令和元年度和歌山市教育委員会会計年度任用職員採用選考試験 試験結果一覧表及び評価表
実施機関	教育委員会（学校教育課）
開示請求年月日	令和2年3月23日
開示決定年月日	令和2年3月25日
決定の内容	部分開示
不開示理由	第三者情報及び事務事業執行情報が含まれているため
審査請求年月日	令和2年4月20日
諮問年月日	令和2年7月13日
答申年月日	令和2年11月30日
審査会の結論	実施機関が審査請求を一部認容して開示することとした審査請 求人本人の年齢のほか、合格基準点及び試験官ごとの得点欄の うち空欄部分を開示すべきである。その余の部分に係る実施機 関の決定は妥当である。

(諮問第69号)

開示請求に係る保有個人情報の件名	要介護認定の経緯が分かる和歌山市介護認定審査会議事録を含む一切の書類
実施機関	市長（介護保険課）
開示請求年月日	令和元年7月9日
開示決定年月日	令和元年7月23日
決定の内容	部分開示
不開示理由	第三者情報及び事務事業執行情報が含まれているため
審査請求年月日	令和元年7月30日
諮問年月日	令和2年10月8日
答申年月日	審議中

(諮問第70号)

開示請求に係る公文書の件名	和歌山市個人情報保護条例（平成12年条例第127号）第8条第4項の規定による報告に関しその内容を一覽的に示した公文書であって同条第1項第4号の規定による利用又は提供に係る平成31年1月1日から令和元年12月31日までの間に行われた当該報告に係る内容を含むもの
実施機関	市長（市政情報課）
開示請求年月日	令和2年5月26日
開示決定年月日	令和2年6月9日
決定の内容	不開示
不開示理由	平成31年1月1日から令和元年12月31日までの間、報告案件がなく、文書不存在のため
審査請求年月日	令和2年6月19日
諮問年月日	令和2年12月25日
答申年月日	審議中

(諮問第71号)

開示請求に係る保有個人情報の件名	特定児童に対する体罰に関する学校の対応及び処分決定に至るまでの全ての書類 処分後の対応についての学校及び教育委員会の申請日までの全ての書類
実施機関	教育委員会（教職員課）
開示請求年月日	令和2年3月16日
開示決定年月日	令和2年4月14日
決定の内容	部分開示
不開示理由	第三者情報及び事務事業執行情報が含まれているため
審査請求年月日	令和2年5月22日
諮問年月日	令和2年12月28日
答申年月日	審議中

(諮問第72号)

開示請求に係る公文書の件名	和歌山市が、南海市駅の再開発事業および、それに関係したまちづくり等の施策・計画・設計・施工等に関連して、南海電鉄から報告を受けた、南海電鉄とRIA及びその関連企業との契約に関するすべての資料
実施機関	市長（都市再生課）
開示請求年月日	平成30年11月6日
開示決定年月日	平成30年12月17日
決定の内容	部分開示
不開示理由	法人等事業活動情報が含まれているため
審査請求年月日	平成31年3月11日
諮問年月日	令和3年1月7日
答申年月日	審議中

3 情報公開・個人情報保護審査会委員

情報公開・個人情報保護審査会の委員は、次のとおりです。

情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

(令和3年4月1日現在)

	氏名	職名等
会長	廣谷 行敏	弁護士
職務代理	谷口 拓	弁護士
委員	湯川 正文	和歌山県労働者福祉協議会専務理事
委員	森下 順子	和歌山信愛大学教育学部子ども教育学科准教授
委員	千賀 祥一	茶道家

7 情報公開・個人情報保護審議 会の運営状況

1 情報公開・個人情報保護審議会の開催状況

情報公開・個人情報保護審議会は、個人情報の適正な取扱いについて審議するとともに、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関し意見を述べる機関です。

また、特定個人情報保護評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を述べる機関です。

令和2年度の情報公開・個人情報保護審議会の開催状況は、次のとおりです。

和歌山市情報公開・個人情報保護審議会の開催状況

第105回	令和2年8月17日(月)	感染症発生動向調査事業に基づく新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システムのインターネット接続環境を利用した電子計算機の結合について
第106回	令和3年2月16日(火)	新型インフルエンザ等対策特別措置法又は予防接種法による予防接種に関する事務に関する事務全項目評価書の点検について
第107回	令和3年3月29日(月)	個人情報を含む資料の誤送信について

2 情報公開・個人情報保護審議会委員

情報公開・個人情報保護審議会の委員は、次のとおりです。

情報公開・個人情報保護審議会委員名簿

(令和3年4月1日現在)

	氏名	職名等
会長	田中 祥博	弁護士
職務代理	小泉 真一	弁護士
委員	内尾 文隆	和歌山大学学術情報センター教授
委員	池田 祐輔	公益社団法人和歌山県労働者福祉協議会会長
委員	千森 督子	和歌山信愛大学教育学部子ども教育学科教授
委員	塚田 晃司	和歌山大学システム工学部教授
委員	松田 容典	公募
委員	山本 牧	公募

<資料編>

和歌山市情報公開・個人情報保護審査会答申

和歌山市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第46号)

答 申

第1 審査会の結論

審査請求人の開示請求に対して和歌山市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った部分開示決定（以下「本件処分」という。）のうち、審査請求において争点となっている部分については、別紙に掲げる個人情報、法人等事業活動情報及び実施機関が行う事務事業に関する情報に該当する部分を除き、開示すべきである。

第2 審査請求の経過

1 開示の請求

平成29年12月4日、審査請求人は、和歌山市情報公開条例（平成5年条例第33号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、実施機関に対し、新市民図書館の指定管理者の選定に係る関連資料一式（以下「対象公文書」という。）についての開示請求を行った。

2 実施機関の決定

平成30年2月1日、実施機関は、対象公文書のうち、事業者から提出された事業計画書及び「和歌山市民図書館指定管理候補者選定委員会 議事録」（以下「選定委員会議事録」という。）について、その大部分を、条例第7条第1号、第2号及び第4号に該当するとして不開示とするとともに、「和歌山市民図書館指定管理者の候補者の選定について（答申）」（以下「選定委員会答申」という。）について、印影部分を条例第7条第1号に該当するとして不開示とする部分開示の決定を行った。

3 審査請求

平成30年3月2日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求を行った。

4 諮問

平成30年12月18日、実施機関は、既に公知となっている情報等について弁明書において審査請求を一部認容した上で、その余の部分について和歌山市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張はおおむね次のとおりである。

- 1 実施機関は、審査請求人からの公文書開示請求に対し、条例第7条第1号、第2号及び第4号に該当するとして大部分を不開示としている。しかし、指定管理者の公募に際し、その募集要項において、「提出書類は、個人情報及び法人に係る事業運営上の地位、その他の社

会的地位が損なわれると認められる場合等、原則非公開とするものを除き、広く公表を行います。また、和歌山市情報公開条例の規定に基づき公開請求があった場合は、条例に定める非公開情報を除き公開します。」と記載していることから、事業者は提出書類が公開される可能性を理解して提案しているのであり、本件処分のようにその大部分を黒く塗りつぶした状態で開示しなければならないほど、個人情報や事業者の社会的地位が損なわれる内容で埋められているとは信じられない。

- 2 候補者として選定された事業者（以下「選定事業者」という。）の事業計画書について、その大部分が不開示とされているが、平成29年12月定例会市議会において配布された資料には、当該不開示とされた情報が一部含まれているはずであり、既に公開されている部分まで秘匿する根拠が理解できない。また、貸出方法、分類法、蔵書（選書）、図書及び資料の配置やその展示方法、窓口での対応やレファレンスサービス、フロアのレイアウトや人員配置、設備・備品は、開館すれば直ちに来館者の目に触れるものであり、企業秘密に該当するとは考えられない。
- 3 選定委員会議事録に関して、不開示とされている部分が多量にあり、その全てが不開示情報に該当するとは信じられない。質問者名までも開示を求めるものではないが、質問内容は全て開示すべきものとする。なお、質問内容について、「発言者の特定を避けるため」との理由で多くの部分が不開示とされているが、外部委員は報酬を得て就任するものであり、納税者に奉仕する立場である。発言が開示される可能性を前提に人選すべきであり、不開示部分が多すぎると、市政や教育委員会に対する市民の信頼が損なわれるおそれがあることから、納税者への説明責任を果たし、もっと開示すべきであるとする。
- 4 以上のことから、本件処分を取り消し、対象公文書のうち不開示とすべき個人情報や事業者の企業秘密とみなされる部分を除いた全てを速やかに開示することを求める。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 条例第7条第1号（個人情報）該当箇所について
事業者から提出された事業計画書のうち、個人が掲載されている新聞記事、図書館家具レイアウト案に記載されている製図者名及び担当者名並びに選定委員会議事録の発言者の欄中の事業者側の発言者名については、特定の個人を識別することができる個人情報であり、条例第7条第1号に該当すると判断し、不開示としている。また、選定委員会答申の印影についても、個人に関する情報であり、同号に該当するため、不開示としている。
- 2 条例第7条第2号（法人等事業活動情報）該当箇所について
(1) 事業計画書について
事業者から提出された事業計画書については、各事業者が他市等で指定管理者として蓄積した経験に基づき提案したものであり、その内容及び構成については、事業者独自

のノウハウが凝縮された著作物であると考えられ、その権利は保護されなければならないものである。これらの情報を公開することによって、他事業者が今後の同様の事業において、当該ノウハウを模倣し利用することが可能となり、事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、その大部分が条例第7条第2号に規定する法人等事業活動情報に該当すると判断し、不開示としている。ただし、既に公知となっている情報等、公にすることによって法人に不利益が生じるとは言えない部分については、審査請求を一部認容し、開示とする。

(2) 選定委員会議事録について

選定委員会議事録のうち、各事業者の収支計画、再委託先及び事業活動に関する情報が記載されている部分は、各事業者のノウハウや営業活動上の秘密に関する情報等である。これらの情報を公開することによって、今後の事業活動における当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、条例第7条第2号に該当すると判断し、不開示としている。ただし、既に公知となっている情報等、公にすることによって法人に不利益が生じるとは言えない部分については審査請求を一部認容し、開示とする。

3 条例第7条第4号（実施機関が行う事務事業に関する情報）該当箇所について

選定委員会委員は、各々の専門的な見識をもとに、事業者の提案内容や業務遂行能力を評価するものであるから、候補者選定の際の質疑応答は、各委員の専門的知識が活用され、真に自由な論議が確保された状況で行われなければならない。選定委員会議事録について、発言者名や発言者の特定につながるような発言内容まで全て公開するようなことがあれば、今後の同様の選定委員会において、委員による忌憚のない率直な意見や質問に心理的な影響を与え、批判や誤解等を避けるために発言が委縮し、適正な評価が損なわれるおそれがあるなど、適正な選考を行うべき選定委員会の本来の意義が損なわれ、将来予定されている指定管理者選定事務の遂行に支障が生じるおそれがある。よって、条例第7条第4号に規定する実施機関の事務事業に関する情報に該当すると判断し、不開示としている。

4 以上のことから、審査請求を一部認容し、開示することとした部分を除き、該当する公文書を一部不開示とした本件処分は妥当である。

第5 答申の理由

1 基本的な考え方について

条例の目的は、市民の公文書の開示を求める権利を明らかにし、公文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、市民の知る権利の保障と市政への参加の促進を図るとともに、市民に対する市の説明責任を果たし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって、より一層公正で開かれた市政の実現に寄与することである。

審査請求人は、実施機関が行った本件処分の取消しを求めており、当審査会は、本件の審査に当たって、実施機関及び審査請求人双方の主張を検討し、公正な審査を行うように

努めた。

2 争点に対する審査会の判断

実施機関は、対象公文書のうち大部分を、条例第7条第1号、第2号及び第4号に該当するとして、不開示としている。当審査会においては、対象公文書を確認の上、実施機関が弁明書において一部認容している部分を除き、争点となっている本件不開示部分が各不開示情報に該当するかについて、検討を行った。

(1) 条例第7条第1号の該当性について

条例第7条第1号は、個人のプライバシーを保護するために、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものや、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを原則として不開示とした上で、ただし書において、本人の権利利益を侵害することがないため不開示とする必要のないものや、個人の権利利益を侵害しても開示することの公益が優越するため開示する必要性の認められるものを、例外的に不開示情報から除く旨を規定している。

実施機関が同号に該当するとして不開示としているのは、事業者から提出された事業計画書のうち、個人が掲載されている新聞記事、図書館家具レイアウト案に記載されている製図者名及び担当者名並びに選定委員会議事録における発言者の欄中の事業者側の発言者名である。新聞記事中の個人に関する部分、製図者名及び担当者名並びに事業者側の発言者名のうち担当者名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、同号本文に定める個人情報に該当する。このうち、新聞記事中の個人に関する部分については、個人の権利利益を侵害するものではなく、既に公表されているものであり、同号ただし書アに該当することから、開示すべきであるが、その他については、ただし書に定める例外的開示が必要と認められるような特段の事情は存在しないことから、同号に基づき不開示とした実施機関の判断は妥当である。一方、事業者側の発言者名のうち代表者名は、同号に該当せず、条例第7条第2号の法人等事業活動情報として取り扱うべきものであるから、第7条第2号の該当性を検討すべきであり、次の項で述べることとする。なお、選定委員会答申の印影については、個人印の印影であり、特定の個人を識別することができる情報であるから、同号に基づき不開示とした実施機関の判断に不合理な点はない。また、審査会が審査請求人に意見を聴取したところ、当該箇所については争わない旨の陳述があった。

(2) 条例第7条第2号の該当性について

条例第7条第2号は、法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるものについては、不開示にすることができる旨を規定している。ただし、原則開示の立場において、同号に規定する法人等事業活動情報として保護されるためには、法人等の事業活動等に何らかの不利益が生じるおそれがあるというだけでは足りず、具体的に侵害されるおそれがあることを要すると解すべきである。

実施機関は、当初、事業者から提出された事業計画書の大部分について、企業のノウハウ（専門的知識や経験）や営業活動上の秘密に関する情報であって、公にすることにより当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがあることから、同号に該当し、不開示としていたが、審査会が実施機関を通じて事業者2者に権利侵害の具体性について確認を行ったところ、事業者が開示を認容した部分については、実施機関も審査請求を認容し、開示するとしたため、審査会としてはこれについて判断しない。

また、選定事業者が開示と回答した部分についても、一般的又は抽象的な提案にとどまる部分、図書館が開館した後に明らかになる部分、及び他の図書館において既に同様の取組を行っており周知となっている部分については、公にすることにより当該事業者の権利利益を不当に侵害するとは言えず、開示すべきである。

さらに、指定管理者の行う業務は、市に代わって公の施設の管理、運営を行うという極めて高い公共性を有することに鑑みると、指定管理者の選定過程を明らかにする上で、各事業者の提案する内容について、市民への説明責任はより強く求められると考えられることから、募集要項において、提出書類は原則非公開とするものを除き広く公開するとしていたことも踏まえ、市民への説明責任の必要性に比して、法人の害される利益が小さいものについては、開示すべきである。よって、事業者の取引先の情報（事業者が開示を認容した部分を除く。）や、汎用性のある事業者の独自調査の結果といった事業者の営業活動上の秘密をはじめとする内部情報等、公にすることによって事業者に具体的な権利侵害のおそれがあると認められる部分は不開示が妥当であるものの、その余の部分は、市民への説明責任を果たすため、開示すべきである。

一方、事業計画書に掲載されている写真のうち個人の肖像や名札については、同号ではなく、条例第7条第1号の個人情報に該当するものであるから、イベント講師の肖像等、第1号ただし書アに規定する情報（公にすることが予定されている情報）を除き、個人情報として保護されるものである。ただし、不開示とする範囲は最小限に限定し、個人の肖像や名札等、特定の個人を識別することができる部分のみとするべきである。同様に、事業計画書に掲載されている個人の SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）投稿画面についても、個人情報に該当するものである。これらはインターネット上に投稿されたものではあるが、その公表範囲は限定される可能性があるものであり、第1号ただし書アに規定する情報とは言えない。また、同号ただし書イ及びウに該当しないことも明らかであるから、個人情報として保護すべきである。

次に、選定委員会議事録について、実施機関は収支計画、再委託先及び事業活動に関する情報が記載されている部分は、各事業者のノウハウや営業活動上の秘密に関する情報等であるとして、条例第7条第2号に基づき不開示としている。取引先の情報や経営手法等の営業活動上の秘密に該当する情報や、人事等に関する法人の内部情報については、同号に該当し、不開示とした実施機関の判断に不合理な点はないが、その他については、事業者に具体的な権利侵害のおそれがあるとは認められず、市民への説明責任を果たすため、開示すべきである。

また、当該議事録における事業者側の発言者名のうち代表者名について、実施機関は条例第7条第1号の個人情報に該当するとして不開示としたため、本号の該当性を主張

していないが、法人の代表者名は、上記（１）で述べたように、本来、本号に規定する法人等事業活動情報として整理すべきものである。そこで、改めて本号の該当の有無を検討すると、法人の代表者名は商業登記等により何人でも閲覧可能な情報であること、また、選定委員会における当該発言の発言者が法人の代表者であることが開示されることによって、法人の権利利益が不当に害されるとは認められないことから、開示すべきである。

（３） 条例第 7 条第 4 号の該当性について

条例第 7 条第 4 号は、実施機関等が行う事務事業の内容及び性質に着目し、開示することにより当該事務事業の公正又は適切な遂行に支障が及ぼすおそれがある場合には、不開示にすることができる旨を規定している。

実施機関は、選定委員会議事録において、発言内容により発言者が誰であるかを推認され、発言した選定委員会委員が特定されることで、今後の同様の選定委員会において、忌憚のない率直な意見や質問に心理的な影響を与え、適正な評価が損なわれるおそれがあると判断し、特定の選定委員会委員からの質問内容を同号に該当するとして不開示としている。発言者が明確に特定される部分については、実施機関の説明に不合理な点は無く、当該箇所を不開示とした判断は妥当であると考えるが、発言者が誰であるか推認ができたとしても特定はできない部分については、それをもって直ちに同号に該当するとは言えず、内容自体に不開示とする理由がなければ開示すべきであると考える。また、発言者が明確に特定される部分についても、その発言全てを不開示とするのではなく、発言者の特定につながる必要最小限の範囲に限定して不開示とするべきである。

（４） 著作物について

事業者から提出された事業計画書において、一部著作物が引用されており、当該箇所について、提出事業者及び実施機関から著作物であることを理由に不開示としたい旨の申出があったが、既に公開された著作物の引用であり、著作権の侵害には当たらない。

以上（１）から（４）までの考え方に基づき、当審査会において実施機関が不開示とした各項目について慎重に検討を行った結果、別紙に掲げるものを除き、開示すべきである。

3 その他

審査請求人は、選定事業者を決定した根拠として開示された選定委員会委員ごとの得点の是非等についても言及しているが、これらの主張は、当該審査会の審査の対象ではない。

4 結論

以上により、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成30年12月18日	諮問書の受理
平成31年 2月13日 (第47回審査会)	審 議
平成31年 4月 8日 (第48回審査会)	審 議 審査請求人の口頭意見陳述 実施機関からの聞き取り
平成31年 4月24日 (第49回審査会)	審 議 実施機関からの聞き取り
令和 元年 6月13日 (第50回審査会)	審 議 実施機関からの聞き取り
令和 元年 8月29日 (第52回審査会)	審 議 実施機関及び関係者(選定事業者)からの聞き取り
令和 元年11月 5日 (第54回審査会)	審 議 実施機関からの聞き取り
令和 元年11月19日 (第55回審査会)	審 議 実施機関からの聞き取り
令和 2年 3月24日 (第59回審査会)	審 議
令和 2年 8月26日 (第60回審査会)	審 議

答申に関与した審査会委員

役職	氏 名	職名等
	千賀 祥一	茶道家
会長職務代理	谷口 拓	弁護士
会長	廣谷 行敏	弁護士
	森下 順子	和歌山信愛大学教育学部子ども教育学科准教授
	湯川 正文	公益社団法人和歌山県労働者福祉協議会専務理事

(五十音順)

和歌山市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第47号)

答 申

和教学第656号及び和教学第658号で諮問のあった2件（諮問第65号及び諮問第66号）においては、令和元年度に実施された二度の和歌山市教育委員会会計年度任用職員（特定専門職）採用選考試験の結果に係るものをそれぞれ個別に開示請求したものであり、内容は同一のものであること、並びに、審査請求人及び実施機関がそれぞれ同一であることから、一括して審議を行い、判断することとした。

第1 審査会の結論

審査請求人の開示請求に対して和歌山市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った2件の部分開示決定（以下「本件処分1」、「本件処分2」という。）については、実施機関が審査請求を一部認容して開示することとした審査請求人本人の年齢のほか、決裁別紙の合格の最低基準（以下「合格基準点」という。）並びに試験結果一覧表（以下「一覧表」という。）の面接試験及び作文試験における試験官ごとの得点欄のうち空欄部分を開示すべきである。なお、その余の部分に係る実施機関の決定は、妥当である。

第2 審査請求の経過

1 開示の請求

審査請求人は、和歌山市個人情報保護条例（平成12年条例第127号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、実施機関に対し、令和2年3月11日に特定の専門職に係る「令和元年度和歌山市教育委員会会計年度任用職員採用選考試験について合格判定に係る手順、不合格になった経緯、受験人数に対して採用する人数を決定するまでの手順」を、また、令和2年3月23日に「会計年度任用職員採用試験結果一覧表、評価項目（令和2年3月追加実施分）」の開示請求を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、令和2年3月23日及び令和2年3月25日に、それぞれの試験の結果についての決裁伺書、決裁別紙、一覧表及び試験官ごとの採用試験評価表（以下「評価表」という。）を本件開示請求に係る対象保有個人情報に記載された公文書として特定した上で、①決裁別紙における合格基準点、②一覧表における各配点、審査請求人以外の個人の受験番号、氏名及び備考欄の記載事項、審査請求人及び審査請求人以外の個人の年齢並びに面接試験及び作文試験における試験官ごとの得点及びその小計得点、③評価表における試験官の氏名、面接試験の評価項目欄の評価の観点、各配点、審査請求人以外の個人の受験番号及び氏名、審査請求人及び審査請求人以外の個人の面接試験における評価項目ごとの得点及びその小計得点、作文試験の得点並びに特記事項欄の記載事項について、条例第15条第4号及び同条第8号に該当するため一部不開示とする部分開示決定を行った。

3 審査請求

令和2年4月20日、審査請求人は、本件処分1及び本件処分2を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し、それぞれ審査請求を行った。

4 諮問

令和2年7月13日、実施機関は和歌山市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、当該2件の審査請求について諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張はおおむね次のとおりである。

本件処分1及び本件処分2において、実施機関から開示された資料は、評価項目欄の評価の観点等、自分の受験番号及び氏名並びに全受験者の合計得点及び合否の結果以外の大部分が黒く塗られていた。不合格となった理由が知りたくて開示請求しているにも関わらず、開示された資料ではそれが全く分からないものとなっている。

よって、本件処分1及び本件処分2を取り消し、本件対象保有個人情報の自己の部分について全てを開示することを求める。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関の主張はおおむね次のとおりである。

開示文書のうち、審査請求人以外の個人に関する情報であって、条例第15条第4号に該当するもののほか、①決裁別紙における合格基準点、②一覧表における各配点、審査請求人の年齢、面接試験の得点及び作文試験の得点、③評価表における面接試験の評価項目欄の評価の観点、各配点、並びに審査請求人の面接試験の得点、作文試験の得点及び特記事項欄の記載事項を不開示としている。審査請求人はこれらについて自己の個人情報であるため開示されるべきであると主張するが、これらは、審査請求人本人の年齢を除き、受験者の資質や能力、業務に対する理解や適性を判断する選考基準に関わる部分であり、選考基準は、全ての受験者を等しく選考するために設定しているものである。これらを審査請求人に開示することで、審査請求人のみが基準を意識した対策を講じることが可能となり、受験者への公平性を欠くとともに、受験者が当該職種に必要な資質や能力等をどの程度持ち合わせているのかを適切に判定することに支障を及ぼす。さらには、今後の会計年度任用職員採用選考試験の執行にも支障を及ぼすおそれもある。よって、条例第15条第8号に該当すると判断し、不開示とした。

ただし、審査請求人本人の年齢については、審査請求を一部認容し、開示することとする。

以上のとおり、開示することとした審査請求人本人の年齢部分を除き、本件処分1及び本件処分2は条例の規定に合致したものであり、妥当である。

第5 答申の理由

1 基本的な考え方について

条例の目的は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、市が保有する個人情報の開示等を請求する権利を明らかにすることにより、個人情報の保護に留意した市政の運営を行い、もって市民の基本的人権を擁護し、公正で信頼される市政の実現を図ることである。

審査請求人は実施機関が行った本件処分を取消し、本件対象保有個人情報のうち自己の部分について全部開示することを求めており、当審査会は、本件の審査に当たって、実施機関及び審査請求人双方の主張を検討し、公正な審査を行うように努めた。

2 争点に対する審査会の判断

実施機関は、令和2年3月23日付け和歌山市教育委員会指令教学第2098号「個人情報開示決定通知書」及び令和2年3月25日付け和歌山市教育委員会指令教学第2157号「個人情報開示決定通知書」において、本件対象保有個人情報が記載された公文書のうちの一部を条例第15条第4号及び同条第8号に該当するため不開示とする部分開示決定を行っている。

一方、審査請求人は、不開示とされている部分のうち、第三者の個人に関する情報を除く自己の作文試験及び面接試験の得点や評価項目欄の評価の観点については、自分自身の個人情報に該当し、開示されるべきものであると主張している。

これに対し、実施機関は、審査請求人本人の年齢を除く当該不開示部分については、受験者の資質や能力、業務に対する理解や適正を判断する選考基準に関わる部分であり、これらを開示することで、受験者が当該職種の資質や能力等をどの程度持ち合わせているのかを適切に判定することに支障を及ぼすとともに、今後の会計年度任用職員採用選考試験の執行にも支障を及ぼすおそれがあるとし、条例第15条第8号に該当するため不開示とした旨を主張している。

争点は、不開示とされた部分のうち、審査請求人が自己の個人情報に該当し開示されるべきものであると主張する部分（実施機関が審査請求を一部認容して開示するとした審査請求人本人の年齢を除く。）が、条例第15条第8号に該当するという実施機関の判断の妥当性である。以下、検討する。

(1) 合格基準点について

実施機関は、受験者が合格基準点を意識することで、当該職種の資質や能力等をどの程度持ち合わせているのかを適切に判定することに支障を及ぼすため不開示とした旨を主張している。しかし、受験者に配布される受験案内において、「得点の高い順に決定する。一定の基準に達しない場合は順位に関わらず不合格とする。」ことが記されていることから、試験における合否が点数で判断されることは受験前から既に明らかであり、合格基準点が事前に分かったとしても、合格者を得点の高い順に決定するとしている以上、合格基準点を獲れば合格するわけではなく、各受験者がより高い得点を目指して受験することには変わりはない。よって、合格基準点を開示しても、実施機関が主張するよ

うな支障があるとは認められず、条例第15条第8号に規定する「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるとは言えない。また、その他不開示情報に該当する事情があるとは認められないため、原則開示の立場からも合格基準点を開示し、合否判定の公平性に関する説明責任を果たすべきである。

(2) 一覧表及び評価表における各配点、並びに評価表における面接試験の評価項目欄の評価の観点及び審査請求人の特記事項欄の記載事項について

評価表の特記事項欄は、試験官が面接試験及び作文試験において各受験者を採点する際に、印象等を自由に記載する欄であり、当該欄の記載事項は各配点及び面接試験の評価項目欄の評価の観点とともに、採用試験において、実施機関が各受験者のどのような資質・能力を評価しているか、また、評価にあたってどの項目に比重を設けているのかが明らかになる部分であるため、受験者の資質や能力、業務に対する理解や適性を判断する選考基準に関わる部分である。

これらを開示することにより、これらへの対策を事前に行った者が、面接試験等において加点となる資質・能力等を誇張して回答したり、重視される項目に力点をおいた対策を講じることが可能となり、受験者の本来の資質・能力等の正確な判断が困難になるおそれがあると認められることから、「受験者が当該職種の資質や能力等をどの程度持ち合わせているのかを適切に判定することに支障を及ぼす」との実施機関の主張は妥当である。また、これらの選考基準は、当該職種の採用試験において不変的に用いられるものであることから、実施機関の「今後の会計年度任用職員採用選考試験の執行にも支障を及ぼすおそれがある」との主張にも不合理な点はない。よって、条例第15条第8号ア及びウに該当するため、同号に基づき不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(3) 一覧表における審査請求人の面接試験及び作文試験における試験官ごとの得点及びその小計得点、評価表における審査請求人の面接試験の評価項目の観点ごとの得点及びその小計得点並びに作文試験の得点について

審査請求人の各得点について、これらを開示することによって上記(2)の配点が容易に推測され得ることから、(2)と同様に条例第15条第8号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

ただし、一覧表の面接試験及び作文試験における試験官ごとの得点欄を全て不開示としているが、試験官が4人以下である場合は、空欄となっている箇所がある。これらを開示しても、条例第15条第8号その他不開示情報に該当する事情があるとは認められず、原則開示の立場から、必要以上に不開示情報の範囲が広がりすぎないようにすることが求められているため、当該空欄箇所については開示すべきである。

(4) 評価表における試験官の氏名について

実施機関は、争点となっている不開示部分を総括して、受験者の資質や能力、業務に対する理解や適正を判断する選考基準に関わる部分であり、これらを開示することで、受験者が当該職種の資質や能力等をどの程度持ち合わせているのかを適切に判定すること

に支障を及ぼすとともに、今後の会計年度任用職員採用選考試験の執行にも支障を及ぼすおそれがあるため不開示とした旨を主張しているのみであり、評価表の試験官の氏名について不開示とした理由を、個別に示していない。

これについて検討するに、試験官の氏名は選考基準に係る部分とは言えないが、これを開示すると、評価に納得しない受験者から、当該評価に対する疑義や苦情、いわれのない非難等が寄せられる可能性は十分に考えられ、これを回避するために、全受験者に対して定型的又は標準的な評価に留めるなど、結果として、試験官の自由かつ率直な評価行為の妨げとなり、受験者に対する適切な評価を困難にするとともに、今後の適正な選考試験の執行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。また、場合によっては、採用試験に合格するために有利な地位や情報を得ること等を目的として、試験官と親密な関係を持とうとしたり、試験官に不当な圧力をかけたりする者が現れる可能性も考えられる。

よって、試験官の氏名を開示することにより、「試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ」（条例第15条第8号ア）、「評価、選考」に係る事務に関し、「当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障を及ぼすおそれ」（同号ウ）及び「人事管理に係る事務に関し、その公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」（同号オ）があるため、同号に基づき不開示とした実施機関の判断は妥当である。

以上（1）から（4）までの考え方にに基づき、検討を行った結果、実施機関が開示することとした審査請求人本人の年齢に加え、決裁別紙の合格基準点並びに一覧表の面接試験及び作文試験における試験官ごとの得点欄のうち空欄部分を開示すべきである。

3 その他

審査請求人は、職員の対応等について種々意見を述べているが、これらの主張については、当審査会で審議する対象ではなく、またその判断を左右するものではない。

4 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 2年 7月13日	諮問書の受理
令和 2年 8月26日 (第60回審査会)	審 議 実施機関からの聞き取り
令和 2年11月24日 (第61回審査会)	審 議

答申に関与した審査会委員

役職	氏 名	職名等
	千賀 祥一	茶道家
会長	廣谷 行敏	弁護士
	森下 順子	和歌山信愛大学教育学部子ども教育学科准教授
	湯川 正文	公益社団法人和歌山県労働者福祉協議会専務理事

(五十音順)

和歌山市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第48号)

答 申

和教学第660号及び和教学第662号で諮問のあった2件（諮問第67号及び諮問第68号）においては、平成30年度及び令和元年度に実施された合計三度の和歌山市教育委員会非常勤職員ないし会計年度任用職員（特定専門職）採用選考試験の結果に係るものをそれぞれ個別に開示請求したものであり、内容は同一のものであること、並びに、審査請求人及び実施機関がそれぞれ同一であることから、一括して審議を行い、判断することとした。

第1 審査会の結論

審査請求人の開示請求に対して和歌山市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った2件の部分開示決定（以下「本件処分1」、「本件処分2」という。）については、実施機関が審査請求を一部認容して開示することとした審査請求人本人の年齢のほか、決裁別紙の合格の最低基準（以下「合格基準点」という。）、並びに試験結果一覧表（以下「一覧表」という。）の面接試験及び作文試験における試験官ごとの得点欄及び年齢欄のうち空欄部分を開示すべきである。なお、その余の部分に係る実施機関の決定は、妥当である。

第2 審査請求の経過

1 開示の請求

審査請求人は、和歌山市個人情報保護条例（平成12年条例第127号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、実施機関に対し、令和2年3月11日に特定の専門職に係る「平成30年度和歌山市教育委員会非常勤職員採用選考試験及び令和元年度和歌山市教育委員会会計年度任用職員採用選考試験について合格判定に係る手順、不合格になった経緯、受験人数に対して採用する人数を決定するまでの手順」を、また、令和2年3月23日に「会計年度任用職員採用試験結果一覧表、評価項目（令和2年3月14日追加実施分）」の開示請求を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、令和2年3月23日及び令和2年3月25日に、それぞれの試験の結果についての決裁伺書、決裁別紙、一覧表及び試験官ごとの採用試験評価表（以下「評価表」という。）を本件開示請求に係る対象保有個人情報に記載された公文書として特定した上で、①決裁別紙における合格基準点、②一覧表における各配点、審査請求人以外の個人の受験番号及び氏名、審査請求人及び審査請求人以外の個人の年齢並びに面接試験及び作文試験における試験官ごとの得点及びその小計得点、③評価表における試験官の氏名、面接試験の評価項目欄の評価の観点、各配点、審査請求人以外の個人の受験番号及び氏名、審査請求人及び審査請求人以外の個人の面接試験における評価項目ごとの得点及びその小計得点、作文試験の得点並びに特記事項欄の記載事項について、条例第15条第4号及び同条第8号に該当するため一部不開示とする部分開示決定を行った。

3 審査請求

令和2年4月20日、審査請求人は、本件処分1及び本件処分2を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し、それぞれ審査請求を行った。

4 諮問

令和2年7月13日、実施機関は和歌山市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、当該2件の審査請求について諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張はおおむね次のとおりである。

本件処分1及び本件処分2において、実施機関から開示された資料は、自分の作文試験の点数や面接試験の点数、評価項目欄の評価の観点等、自分の受験番号及び氏名並びに全受験者の合計得点及び合否の結果以外の大部分が黒く塗られていた。不合格となった理由が知りたくて開示請求しているにも関わらず、開示された資料ではそれが全く分からないものとなっている。自分以外の第三者に関する部分については知りたいと思わないが、自分に関する評価項目や点数等は本来自分の個人情報であり、当然知り得るべきものである。

よって、本件処分1及び本件処分2を取り消し、本件対象保有個人情報の自己の部分について全てを開示することを求める。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関の主張はおおむね次のとおりである。

開示文書のうち、審査請求人以外の個人に関する情報であって、条例第15条第4号に該当するもののほか、①決裁別紙における合格基準点、②一覧表における各配点、審査請求人の年齢、面接試験の得点及び作文試験の得点、③評価表における面接試験の評価項目欄の評価の観点、各配点、並びに審査請求人の面接試験の得点、作文試験の得点及び特記事項欄の記載事項を不開示としている。審査請求人はこれらについて自己の個人情報であるため開示されるべきであると主張するが、これらは、審査請求人本人の年齢を除き、受験者の資質や能力、業務に対する理解や適性を判断する選考基準に関わる部分であり、選考基準は、全ての受験者を等しく選考するために設定しているものである。これらを審査請求人に開示することで、審査請求人のみが基準を意識した対策を講じることが可能となり、受験者への公平性を欠くとともに、受験者が当該職種に必要な資質や能力等をどの程度持ち合わせているのかを適切に判定することに支障を及ぼす。さらには、今後の会計年度任用職員採用選考試験の執行にも支障を及ぼすおそれもある。よって、条例第15条第8号に該当すると判断し、不開示とした。

ただし、審査請求人本人の年齢については、審査請求を一部認容し、開示することとする。

以上のとおり、開示することとした審査請求人本人の年齢部分を除き、本件処分1及び本件処分2は条例の規定に合致したものであり、妥当である。

第5 答申の理由

1 基本的な考え方について

条例の目的は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、市が保有する個人情報の開示等を請求する権利を明らかにすることにより、個人情報の保護に留意した市政の運営を行い、もって市民の基本的な人権を擁護し、公正で信頼される市政の実現を図ることである。

審査請求人は実施機関が行った本件処分を取消し、本件対象保有個人情報のうち自己の部分について全部開示することを求めており、当審査会は、本件の審査に当たって、実施機関及び審査請求人双方の主張を検討し、公正な審査を行うように努めた。

2 争点に対する審査会の判断

実施機関は、令和2年3月23日付け和歌山市教育委員会指令教学第2099号「個人情報開示決定通知書」及び令和2年3月25日付け和歌山市教育委員会指令教学第2158号「個人情報開示決定通知書」において、本件対象保有個人情報が記載された公文書のうちの一部を条例第15条第4号及び同条第8号に該当するため不開示とする部分開示決定を行っている。

一方、審査請求人は、不開示とされている部分のうち、第三者の個人に関する情報を除く自己の作文試験及び面接試験の得点や評価項目欄の評価の観点については、自分自身の個人情報に該当し、開示されるべきものであると主張している。

これに対し、実施機関は、審査請求人本人の年齢を除く当該不開示部分については、受験者の資質や能力、業務に対する理解や適正を判断する選考基準に関わる部分であり、これらを開示することで、受験者が当該職種の資質や能力等をどの程度持ち合わせているのかを適切に判定することに支障を及ぼすとともに、今後の会計年度任用職員採用選考試験の執行にも支障を及ぼすおそれがあるとし、条例第15条第8号に該当するため不開示とした旨を主張している。

争点は、不開示とされた部分のうち、審査請求人が自己の個人情報に該当し開示されるべきものであると主張する部分（実施機関が審査請求を一部認容して開示することとした審査請求人本人の年齢を除く。）が、条例第15条第8号に該当するという実施機関の判断の妥当性である。以下、検討する。

(1) 合格基準点について

実施機関は、受験者が合格基準点を意識することで、当該職種の資質や能力等をどの程度持ち合わせているのかを適切に判定することに支障を及ぼすため不開示とした旨を主張している。しかし、受験者に配布される受験案内において、「得点の高い順に決定する。一定の基準に達しない場合は順位に関わらず不合格とする。」ことが記されていることから、試験における合否が点数で判断されることは受験前から既に明らかであり、

合格基準点が事前に分かったとしても、合格者を得点の高い順に決定している以上、合格基準点を獲れば合格するわけではなく、各受験者がより高い得点を目指して受験することには変わりはない。よって、合格基準点を開示しても、実施機関が主張するような支障があるとは認められず、条例第15条第8号に規定する「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるとは言えない。また、その他不開示情報に該当する事情があるとは認められないため、原則開示の立場からも合格基準点を開示し、合否判定の公平性に関する説明責任を果たすべきである。

(2) 一覧表及び評価表における各配点、並びに評価表における面接試験の評価項目欄の評価の観点及び審査請求人の特記事項欄の記載事項について

評価表の特記事項欄は、試験官が面接試験及び作文試験において各受験者を採点する際に、印象等を自由に記載する欄であり、当該欄の記載事項は各配点及び面接試験の評価項目欄の評価の観点とともに、採用試験において、実施機関が各受験者のどのような資質・能力を評価しているか、また、評価にあたってどの項目に比重を設けているのかが明らかになる部分であるため、受験者の資質や能力、業務に対する理解や適性を判断する選考基準に関わる部分である。

これらを開示することにより、これらへの対策を事前に行った者が、面接試験等において加点となる資質・能力等を誇張して回答したり、重視される項目に力点をおいた対策を講じることが可能となり、受験者の本来の資質・能力等の正確な判断が困難になるおそれがあると認められることから、「受験者が当該職種の資質や能力等をどの程度持ち合わせているのかを適切に判定することに支障を及ぼす」との実施機関の主張は妥当である。また、これらの選考基準は、当該職種の採用試験において不変的に用いられるものであることから、実施機関の「今後の会計年度任用職員採用選考試験の執行にも支障を及ぼすおそれがある」との主張にも不合理な点はない。よって、条例第15条第8号ア及びウに該当するため、同号に基づき不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(3) 一覧表における審査請求人の面接試験及び作文試験における試験官ごとの得点及びその小計得点、評価表における審査請求人の面接試験の評価項目欄の評価の観点ごとの得点及びその小計得点並びに作文試験の得点について

審査請求人の各得点について、これらを開示することによって上記(2)の配点が容易に推測され得ることから、(2)と同様に条例第15条第8号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

ただし、一覧表の面接試験及び作文試験における試験官ごとの得点欄を全て不開示としているが、試験官が4人以下である場合は、空欄となっている箇所がある。これらを開示しても、条例第15条第8号その他不開示情報に該当する事情があるとは認められず、原則開示の立場から、必要以上に不開示情報の範囲が広がりすぎないようにすることが求められているため、当該空欄箇所については開示すべきである。

(4) 評価表における試験官の氏名について

実施機関は、争点となっている不開示部分を総括して、受験者の資質や能力、業務に対

する理解や適正を判断する選考基準に関わる部分であり、これらを開示することで、受験者が当該職種の資質や能力等をどの程度持ち合わせているのかを適切に判定することに支障を及ぼすとともに、今後の会計年度任用職員採用選考試験の執行にも支障を及ぼすおそれがあるため不開示とした旨を主張しているのみであり、評価表の試験官の氏名について不開示とした理由を、個別に示していない。

これについて検討するに、試験官の氏名は選考基準に係る部分とは言えないが、これを開示すると、評価に納得しない受験者から、当該評価に対する疑義や苦情、いわれの無い非難等が寄せられる可能性は十分に考えられ、これを回避するために、全受験者に対して定型的又は標準的な評価に留めるなど、結果として、試験官の自由かつ率直な評価行為の妨げとなり、受験者に対する適切な評価を困難にするとともに、今後の適正な選考試験の執行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。また、場合によっては、採用試験に合格するために有利な地位や情報を得ること等を目的として、試験官と親密な関係を持つようしたり、試験官に不当な圧力をかけたりする者が現れる可能性も考えられる。

よって、試験官の氏名を開示することにより、「試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ」（条例第15条第8号ア）、「評価、選考」に係る事務に関し、「当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障を及ぼすおそれ」（同号ウ）及び「人事管理に係る事務に関し、その公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」（同号オ）があるため、同号に基づき不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(5) その他の不開示部分

一覧表の各受験者の年齢欄を全て不開示としているが、平成30年度の一覧表においては、受験者全員の年齢欄が空欄となっている。これらを開示しても、条例第15条各号の不開示情報に該当する事情があるとは認められないことから、当該空欄箇所については開示すべきである。

以上（1）から（5）までの考え方に基づき、検討を行った結果、実施機関が開示することとした審査請求人本人の年齢に加え、決裁別紙の合格基準点並びに一覧表の面接試験及び作文試験における試験官ごとの得点欄及び年齢欄のうち空欄部分を開示すべきである。

3 その他

審査請求人は、職員の対応等について種々意見を述べているが、これらの主張については、当審査会で審議する対象ではなく、またその判断を左右するものではない。

4 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 2年 7月13日	諮問書の受理
令和 2年 8月26日 (第60回審査会)	審 議 実施機関からの聞き取り
令和 2年11月24日 (第61回審査会)	審 議

答申に関与した審査会委員

役職	氏 名	職名等
	千賀 祥一	茶道家
会長	廣谷 行敏	弁護士
	森下 順子	和歌山信愛大学教育学部子ども教育学科准教授
	湯川 正文	公益社団法人和歌山県労働者福祉協議会専務理事

(五十音順)

和歌山市情報公開制度・個人情報保護制度
運用状況報告書
令和2年度

令和3年9月発行

和歌山市総務局総務部総務課

〒640-8511 和歌山市七番丁23番地

TEL 073-435-1314 (直通)

FAX 073-425-0377